

所得税・町県民税の申告が始まります！

【申告期間 2月15日(月)～3月12日(金)】

申告はあなたの所得や税額を決めるための大切な手続きですので、必ず申告してください。

所得税の確定申告 ※税務署から申告書が送付された人および下記の人を対象です。

確定申告が必要な主な人

- 事業所得や不動産所得などがある人
- 給与所得者で
 - ・給与の年収が2,000万円を超える人
 - ・給与以外の所得が20万円を超える人
 - ・2カ所以上から給与を受けていた人
- 給与から所得税が源泉徴収されていない人
- 公的年金から所得税が源泉徴収されている人
- 保険金などの満期金がある人
- 土地や建物などの売買による譲渡所得がある人

還付申告すれば税金が戻る主な人

- 給与所得者などで
 - ・医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受ける人
 - ・初めて住宅取得控除を受ける人
 - ・年末調整で受けられる控除が漏れていた人
 - ・年の途中で退職し、その後、再就職しなかった人

e-Tax を利用して所得税の申告をすると…

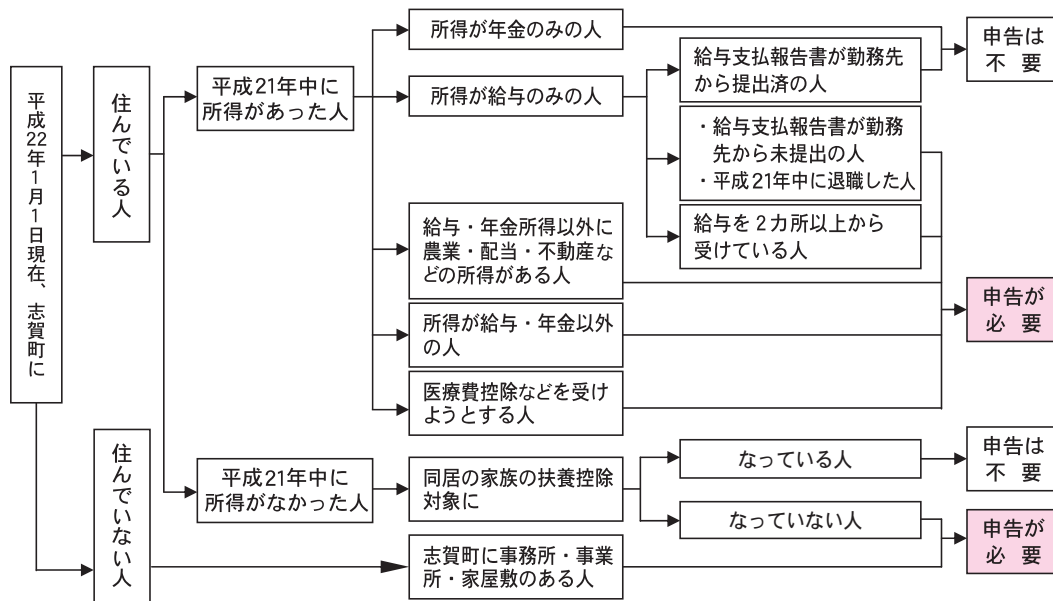
- ・最高で5,000円の税額控除が受けられます。

所得税の確定申告の相談は…

- 青色申告、営業所得、譲渡所得（不動産、株式など）の申告については…
 - 七尾税務署へ
- 還付申告や簡易な確定申告については…
 - 町県民税の申告相談日でも受け付けします。

町県民税の申告 ※「確定申告をされた人」は、町県民税の申告は不要です。

申告が必要か確認してください



申告しなかった場合は…

- ・国民健康保険加入者は、保険税の軽減が受けられません。
- ・介護保険などの保険料額に影響します。
- ・所得証明書や課税証明書などが発行できません。
- ・障害者や寡婦(夫)の人は、非課税措置の対象となりません。

申告の手引きについて

広報2月号にあわせて、各世帯に1部ずつ申告書が付いた手引きを配布しますが、申告書が不足する場合は、役場税務課窓口にて備えてありますので利用してください。

申告時に必要な主なもの ※所得税の確定申告・町県民税の申告とも共通

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1 申告書、印鑑 | 4 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書 |
| 2 平成21年中の所得のわかるもの | 5 医療費控除を受ける場合は、領収書と保険で補てんされた金額のわかるもの(領収書は合計しておいてください。) |
| ①給与・年金収入のある人は、源泉徴収票 | 6 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など |
| ②営業、農業、不動産所得のある人は、収支内訳書、帳簿、領収書など | 7 雑損控除を受ける人は、損失額の計算書、明細書、領収書 |
| 3 国民健康保険・国民年金・介護保険などの支払証明書 | 8 振替納税や還付申告をする人は、口座番号のわかるもの |

平成22年度 町県民税の主な改正点

■住宅ローンで住宅などを購入したときは、町県民税においても控除が受けられる制度ができました

○対象となる人

平成21年から平成25年までに入居した人で、所得税の住宅ローン控除の適用がある人

○控除となる金額

次のいずれか小さい額が翌年度の町県民税所得割額から控除されます。

- ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ②所得税の課税総所得金額などの額の5%（最高97,500円）

○申告手続き

税務署で確定申告するか勤務先で年末調整を行えば、町への申告(町県民税申告)は原則不要です。

※平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で所得税から控除しきれなかった額を町県民税から控除する場合においても、税務署で確定申告するか勤務先で年末調整を行えば、町への申告は原則不要となりました。(平成19・20年に入居した人は、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、町県民税の住宅ローン控除はありません)



■寄付金控除の対象が拡大されました

寄付金控除(税額控除)の対象となる寄付金に、石川県および志賀町が条例で指定した法人または団体への寄付金が追加されました。

○対象となる寄付金

所得税の寄付金控除の対象となっている寄付金のうち、県内に事務所を有する法人または団体などに対する寄付金

【石川県税条例・志賀町税条例で指定された志賀町内の団体・法人】

- 学校法人 昂学園
- 社会福祉法人 はまなす会
- 社会福祉法人 ますほ会
- 社会福祉法人 麗心会
- 社会福祉法人 志賀町乳幼児保育園
- 社会福祉法人 志賀町社会福祉協議会



※上記以外にも石川県税条例および志賀町税条例で指定されている県内の法人・団体等への寄付は控除の対象となりますので、詳しくは七尾税務署または志賀町税務課までお問い合わせください。

○控除額

次の計算方法により算出した額が町県民税所得割額から控除されます。

- ①町民税：(寄付金額-5,000円)×6%
- ②県民税：(寄付金額-5,000円)×4% (注)寄付金控除上限額は、総所得金額などの30%が限度です。

○適用時期

控除対象となるのは、平成21年1月1日以後に支出した寄付金で、寄付を行った年の翌年度分の町県民税から控除されます。

○申告手続き

所得税と町県民税の両方に寄付金控除の適用を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までに行った寄付について、翌年3月15日までに所得税の確定申告を行う必要があります。その際、寄付を受けた団体などが発行する寄付金受領証明書などの書類が必要となります。

■減価償却制度の改正により、耐用年数が変更されました

減価償却資産の耐用年数に関する省令が改正され、機械および装置を中心に、資産区分の見直しや耐用年数の変更が行われました。例えば、農業用の機械などの耐用年数は7年に統一されました。これにより改正後の耐用年数表は、今回の所得税確定申告や住民税申告から適用となります。また、この改正により、新たに取得した減価償却資産だけではなく、償却中の資産も改正後の耐用年数で減価償却を計算する必要がありますのでご注意ください。

※資産の取得時に遡って再計算するものではありません。



町県民税の申告相談日

相談日	志賀地域			相談日	富来地域		
	対象地区	会場	時間		対象地区	会場	時間
2/15(月)	上熊野地区	上熊野公民館	午前9時～11時30分・午後1時～3時30分	2/15(月)	草木・荒屋・谷神・三明・中島	熊野多目的集会施設	午前9時～11時30分・午後1時～3時30分
2/16(火)	徳田・矢田・印内	土田公民館		2/16(火)	豊後名・中山・日下田・町居・日用・六実		
2/17(水)	館開・火打谷			2/17(水)	福浦地区(日和山・丹和)	福浦コミュニティセンター	
2/18(木)	代田・仏木・新林・牧山谷屋・栗山			2/18(木)	福浦地区(町波・水の潤・和光台)		
2/19(金)	加茂地区	加茂高齢者センター		2/19(金)	西海風戸・西海千ノ浦 西海久喜	西海高齢者活性化センター	
2/22(月)	東谷内・上棚・二所宮・館	下甘田公民館		2/22(月)	西海風無		
2/23(火)	福井・大坂・穴口・米浜			2/23(火)	笹波・前浜	西浦コミュニティセンター	
2/24(水)	川尻・町・志賀の郷住宅・安部屋・菅団・ロイヤルシティ			志加浦公民館	2/24(水)		
2/25(木)	上野・大津・小浦	2/25(木)			赤崎・小窪		
2/26(金)	百浦・赤住・はまなす園	中甘田公民館		2/26(金)	大福寺・栢木	能登富士ふれあい文化センター	
3/1(月)	福野・長沢・岩田坪野・宿女		3/1(月)	酒見・稲敷・香能	酒見構造改善センター		
3/2(火)	大島・甘田			3/2(火)	稗造第1地区	稗造コミュニティセンター	
3/3(水)	堀松・緑ヶ丘・梨谷小山北吉田・清水今江・出雲	堀松公民館	3/3(水)	稗造第2地区	稗造研修センター		
3/4(木)	末吉・神代・矢蔵谷猪ノ谷・健康村	志賀町役場本庁	3/4(木)	八幡・八幡座主・中泉・給分	富来活性化センター	午前9時～正午・午後1時～4時	
3/5(金)	高浜1区～4区		3/5(金)	里本江			
3/7(日)	全地区(志賀地域)		3/7(日)	全地区(富来地域)			
3/8(月)	高浜5区～7区		3/8(月)	中浜・相神・草江・大島居			
3/9(火)	高浜8区～11区		3/9(火)	富来高田・富来七海 富来生神・富来牛下			
3/10(水)	旭ヶ丘・ハマナス・アスナロ		3/10(水)	富来地頭町			
3/11(木)	新大念寺・東旭		3/11(木)	富来領家町			
3/12(金)	全地区(志賀地域)		3/12(金)	全地区(富来地域)			

- ・青色申告、営業所得、譲渡所得（不動産・株式など）、初めて住宅借入金など特別控除を受ける場合の申告については、七尾税務署でご相談をお願いします。
- ・農業所得、漁業所得などの事業所得および不動産所得を申告する人は、必ず「収支内訳書」を作成してきてください。
- ・会場の混雑緩和のため、できるだけ上記の地区指定日にお越しください。
- ・還付申告や簡易な確定申告については、上記日程の町県民税申告相談日でも受け付けします。

お問い合わせ

■所得税の確定申告に関しては…

七尾税務署 個人課税第1部門

〒926-8686 七尾市小島町大開地3番地7号 ☎0767-52-9336

■町県民税の申告に関しては…

志賀町税務課 住民税担当

〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 ☎32-9142

ホームページアドレス

■国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

■e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

■志賀町ホームページ

<http://www.town.shika.lg.jp>

『あなたの健康を守るために』

志賀町国民健康保険

40才~74才の人へ

平成21年度の特定健診の受診率が48%を超えました！

みなさんは医療費が増大しているもっとも大きな原因の病気はなにか知っていますか？

それは生活習慣病と呼ばれるものです。この病気は、毎日の良くない生活習慣によって引き起こされる病気です。実に日本人の3分の2近くがこの病気が原因で亡くなっています。

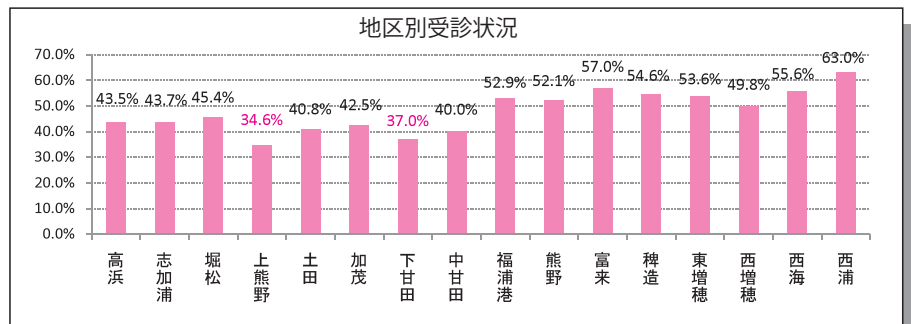
特定健診を受けて自分の体の状態を知ろう！

特定健診は生活習慣病を発症前の段階「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」で発見し、予防・改善するためのものです。毎日を生き生きと過ごすために、年に一度の体メンテナンスを実施しましょう！

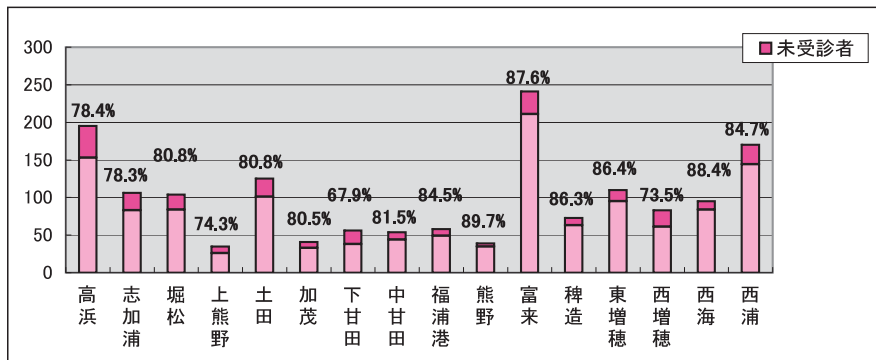
★平成21年度の受診状況は？

昨年度、国保被保険者の受診率は31.6%と大変低かったのですが、今年度は、なんと48%を超えました！

※上熊野、下甘田地区の受診率が40%を切っています。平成22年度はぜひ受診しましょう！



★2年間、継続して受けた人の地区別状況です。



←補足説明

パーセントは昨年度受診した人の数を100とした場合に、今年度も続けて受診した人の割合を示しています。

※下甘田、西増穂地区で継続して受診している人の割合が低く、志賀町全体で261人の人が昨年度受診しながらも今年度は健診を受けていません。

★年に1回は必ず健診を受けましょう！

生活習慣病は自覚症状がないまま進行する病気！

今は健康だからといって今年受けずにいると、次の健診までに2年も間隔が空くことになります。その間に病気が進行し手遅れになってしまうかもしれません。健診は、自分の生活習慣を見直す絶好の機会です。1年に1回は必ず受診しましょう。

志賀町住民課 国保担当 ☎32-9121

町内IP 8-32-9121

「西山台ニュータウン」の予約分譲を行っています！

分譲期間

平成22年1月12日(火)～2月12日(金)



造成工区	造成区画数	予約分譲 済区画数	今回の分譲期間	
			受付済数	受付区画数
第1工区	55	53	1	1
第2工区	34	12	2	20
計	89	65	3	21

※予約分譲済数及び期間中の受付済数は平成22年1月20日現在です。

現在、造成中の第2工区(34区画)の予約分譲は、昨年11月から年末にかけて第1工区の抽選漏れした人および転入者を優先する期間を設けたところ、第1工区(キャンセル分)に2人、第2工区に12人、計14人にお申し込みいただきました。本年1月12日から1カ月間は一般公募による予約分譲を行っていて、1月20日現在で3人の申し込みがありますが、まだ21区画ございますので、希望する人はお早めに申し込みください。

第2工区の予約分譲状況(造成中)

第2工区は1区画89坪～98坪で34区画
230万円台～280万円台まで(平均坪単価28,000円)

土地購入奨励金

最大100万円

※定住者の年齢および居住人数などの条件により奨励金の額が異なります。



【申込者の資格】

- ①志賀町に永住を希望し、住民登録のできる人
- ②本契約締結後、3年以内に自己の住宅建設工事に着手できる人(本契約は1工区は4月、2工区は8月)
- ③税金等の公的な支払いを滞納していない人

【予約申込方法】

- ①土地購入予約申込書の提出
- ②その他の必要書類(住民票、納税証明書など)

(申込受付先) 志賀町建設課 ☎ 0767-32-9212 FAX 0767-32-3978
町内IP 8-32-9212